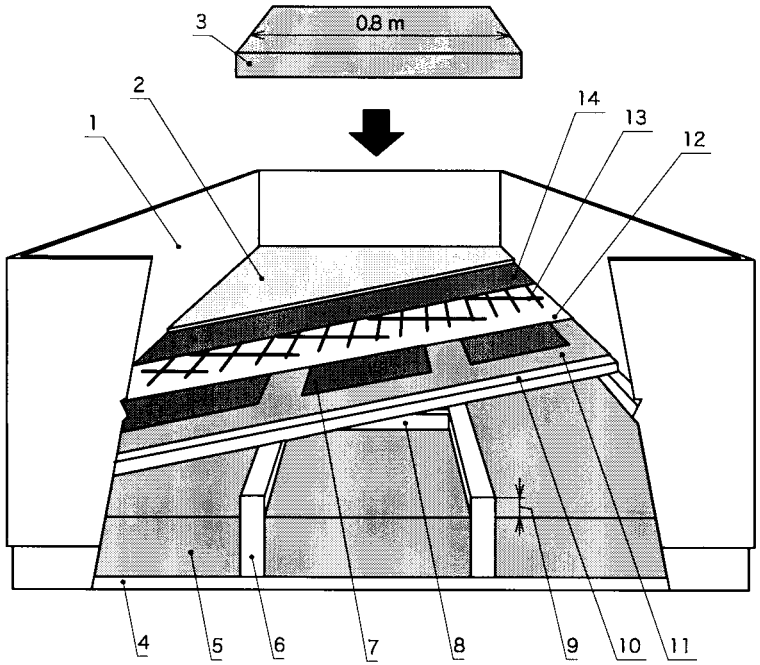
図2




1　木板
2　床
3　熱絶縁材の片
4　熱絶縁材用支持
5　熱絶縁材
6　50㎜×200㎜の木材の枠
7　電熱シート
8　クロスメンバ
9　空げき（隙）
10　合板
11　追加の材料
12　追加の電気絶縁
13　グリッド
14　追加の層

（備考）　8、9、11、12及び14については設計上要求がある場合に限る。

別表第八2㉝ニ㈡中「㈠」の下に「及び㈡」を加え、同表2㉝ニ㈡を同表2㉝ニ㈢とし、同表2㉝ニ㈠の次に次のように加える。

㈡　面状発熱体を有する電熱シートであつて、床下に施設するもの（コンクリート又はモルタルに埋設するものを除く。）のうち木材の枠の中又は上に据え付けるためのものは、ハ㈡に掲げるａからｃの試験条件において、自動温度調節器を有するものにあつてはその動作温度を最高温度にセットし、自動温度調節器を有しないものにあつてはそのまま、定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を各部の温度上昇がほぼ一定となるまで（温度ヒューズ又は温度過昇防止装置として使用する自動スイッチが動作したときは、その時まで）連続して加えたとき、この間において熱電温度計法により測定した床及び試験用構造物の温度は、150℃（基準周囲温度は、20℃とする。）以下であり、かつ、500ボルト絶縁抵抗計により測定した充電部と器体の表面との間の絶縁抵抗は、0.1MΩ以上であること。この場合においてハ㈡ｃ中、「約1.25㎡K／W」とあるのは「約1.45㎡K／W」と読み替えるものとする。

別表第八2㉝ホ中「附表第五１の試験を行つたとき、これに適合すること。」を「㈠　附表第五１の試験を行つたとき、これに適合すること。」に改め、同表2㉝ホに次のように加える。

㈡　面状発熱体を有する電熱シートであつて、床下に施設するものにあつては、次に適合すること。

ａ　試験品を厚さ100㎜で一端を半径50㎜に丸めた試験品の幅を完全に保持できる幅の一組の板で保持し、試験品の温度を－５℃又は設計上の最低周囲温度にして、試験品の自由端を板の丸めた端に沿つて両方向に対して180°の角度まで曲げ、通常の位置に戻す操作を、３回繰り返した後、附表第三の２の絶縁耐力試験を行つたとき、これに適合すること。

ｂ　試験品を二つ用意し、それぞれ表面が滑らかな水平に置かれた鋼板上に置き、先端が角度40°の円すい形で、その先を半径0.25㎜±0.02㎜に丸めた固いスチールのピンを用いて、次の(a)から(c)の条件にて引つ掻き、跡を作る。一の試験品には、両面に、50㎜以上離して三つの跡を作る。これらは電熱ユニットの長さの方向に平行に、一方の端から10㎜以上離れたところから作る。跡の長さは試験品の幅にほぼ等しくする。試験品が電極を組み込んでいる場合は、跡の一つは電極の一つに沿つて作る。また、二の試験品には、両面に、全幅を通して二つの跡を作る。その後、それぞれの試験品について附表第三の２の絶縁耐力試験を行つたとき、これに適合すること。

(a)　ピンは軸の方向に沿つて、コンクリート及び類似の床に対しては10N±0.5N、その他の床に対しては５N±0.5Nの力の負荷をかける。

(b)　約20㎜／ｓの速度で試験品の表面に沿つてピンで引つ掻く。

(c)　ピンは動作方向に垂直な面から５から10°の角度に保持する。

別表第八2㉝に次のように加える。

ヲ　耐久性

面状発熱体を有する電熱シートであつて、床下に施設するもの（コンクリート又はモルタルに埋設するものを除く。）にあつては、次に適合すること。

㈠

ａ　試験品を、できるだけ短い長さ（ただし50㎝以上とする。）に加工し、次の(a)から(c)に示す手順を400回行つたとき、各部に異状が生じないこと。

(a)　周囲温度20℃±２℃において定格電流を流すことができる電圧を印加し、20分間で周囲温度を85℃又はハの試験における試験品の最高温度のどちらか低い温度まで上昇させ、この状態で、周囲温度をこの温度の±５Kの範囲に10分間保持する。

(b)　(a)の後、20分間で、周囲温度を約30℃に下げる。

(c)　(b)の後、周囲温度を約30℃で10分間保持する。

ｂ　ａに規定する試験の前後において、20℃±２℃の周囲温度で、定格電流を流し、電源電線及び相互接続電線の接続部における電圧降下を測定したとき、試験後の電圧降下は、試験前の電圧降下の1.5倍又は22.5mVのいずれか低い値を超えないこと。

㈡　二つの試験品について、一つは次のｂ及びｅの試験を、もう一つは次のａからｅの試験を行つた後、ａからｅの試験を行つた試験品のｅの試験において測定した、ｂの試験で曲げた部分における電極接続部の電圧降下、及びその他の６箇所以上における電極接続部の平均電圧降下は、ｂ及びｅの試験を行つた試験品の、1.5倍以下であること。この場合において、試験品は長さ１m以上のものを使用すること。